

副業・兼業をめぐる企業の実態とこれから

今年の3月に政府の働き方改革実現会議で「働き方改革実行計画」が示されました。主な項目は

- 1、同一労働同一賃金等非正規雇用の処遇改善
 - 2、賃金引き上げと労働生産性向上
 - 3、罰則付き時間外労働の上限規制の導入等長時間労働の是正
 - 4、柔軟な働き方がしやすい環境整備等
- が挙げられています。



左記項目のうち4の柔軟な働き方がしやすい環境整備等の一つとして「副業・兼業の推進」がありますが、この事に関して企業の対応はどうなっているのでしょうか。

◆禁止している企業の割合

今春に働き方改革実行計画案が発表された時には、経済産業省の研究会報告書の発表では「副業・兼業を禁止している」企業の割合は77.2%でした。また、就業規則において禁止している企業が48.0%、「副業・兼業に関する規定自身が無い」企業が39.6%(2017年2月リクルート社調べ)でした。

働き方の多様化で新しい仕事を通じて腕を磨き本業に良い影響をもたらしてほしいと言う事です。

◆メリットとリスクの両面から考える

上記のように副業や兼業に関して否定的な企業や、容認しない事が前提で規定自体が無い企業が多いのが現状です。副業については「社内で作ることのできない人脈を作ることができる」と言ったメリットもありますが、社内情報流出や個々人の労働時間の増加と言ったリスクもあります。

◆今後の方向性

厚生労働省のモデル就業規則も改定予定で副業・兼業について「原則容認」とする方向で改定され、推進のガイドラインが示されるようです。企業が規則を作る時には原則容認としても届け出や通知の義務は必要とするかもしれません。企業としてはメリットとリスクの両方を勘案し、社員の副業・兼業に対して容認か禁止かどのような考えで臨むのか十分検討する必要があるでしょう。

✓高額所得者は配偶者控除不能に

平成30年1月給与計算より、給与所得者本人の所得の年間見積額が900万円超(給与所得1,120万円超)もしくは配偶者の所得が年間85万円超(給与所得150万円超)の場合、「源泉控除対象配偶者」にならずの扶養親族等から外れることになりました。

高額所得者の配偶者控除は認めないということです。

その代替りとして、配偶者の年間所得は85万円(給与所得150万円)まで配偶者特別控除38万円を認めるという改正です。



✓確定申告時、医療費領収書提出不要に

平成29年分の確定申告から、医療費控除の領収書は提出不要となりました。領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

ただし、当事務所には例年通り、医療費の領収書一式をご送付ください(当事務所で「医療費控除の明細書」を作成するため)。

なお、確定申告後に医療費の領収書を返却させていただきますので、自宅で5年間保存してください。

お仕事カレンダー 平成29年12月



寒さが本格的になってまいりました。
年末に向けご多忙のことと存じますが、健康にお気をつけてお過ごしください。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	金		18	月	
2	土		19	火	
3	日		20	水	
4	月		21	木	
5	火		22	金	
6	水		23	土	天皇誕生日
7	木		24	日	
8	金		25	月	
9	土		26	火	
10	日		27	水	
11	月	■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額(10月分)の納付期限	28	木	
12	火		29	金	
13	水		30	土	
14	木		31	日	
15	金		1/4	木	<ul style="list-style-type: none"> ■ 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税> ■ 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税>(半期分) ■ 消費税の年税額が400万超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税等>
16	土				
17	日				



我妻総合会計事務所
WAGATSUMA TAX & CONSULTING